

# お知らせ



## 広野町教育委員会

### 広野町 奨学資金貸与事業

広野町では、奨学資金を無利子で貸付しておりますので、お気軽にご相談ください。

#### ●目的

広野町出身の学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難と認められる者に対し奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資する。

#### ●貸与を受ける者の資格

次の各号に掲げる要件を備える者に対して申請に基づき貸与する。  
 (1)専修学校専門課程、短期大学または大学（大学院を除く。）（次号において「大学など」という。）に在学し、品行が正しく学術にすぐれていること。

- (2)前号の大学などに合格した際に広野町に引き続き1年以上住所を有していること。
- (3)国、県または他の団体から同種類の奨学資金の貸与または給与を受けていないこと。
- (4)経済的理由により修学が困難と認められること。

#### ●奨学資金の額

奨学資金貸与額は、月額100,000円以内とし、本人の希望および家庭の事情などを参酌して決定する。

#### ●申請手続き

貸与を希望する方は、奨学生願書などにより広野町教育委員会に申込みください。

願書は広野町教育委員会事務局に準備してご送付ください。

#### ●受付期間

平成23年4月1日から平成23年4月30日まで（期間厳守）  
 （ただし、土日祝日など役場閉庁日を除く）

●お問い合わせ先  
 広野町教育委員会事務局  
 〒27-4166  
 〒27-4167  
 E-mail: kyouiku@town.hirono.fukushima.jp

### 就学援助 （要保護・準要保護制度）

#### ●要保護・準要保護制度とは？

広野町では、学校教育法第25条に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行

い義務教育が円滑に受けることができるよう、学用品費や修学旅行費などの一部を援助しています。

#### ●対象者（要保護者と準要保護者）は？

- ①要保護者  
生活保護法第6条第2項に規定に該当する方
- ②準要保護者  
広野町教育委員会が、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた方

#### ●準要保護者認定の基準は？

後記のいずれかの措置を受けた方です。

- ①生活保護法に基づく保護の停止または廃止されたが、生活が困難である方
- ②福島県条例に基づく個人事業税の減免、広野町条例に基づく町民税の非課税または減免、固定資産税の減免を受けた方
- ③国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免を受けた方
- ④広野町国民健康保険条例に基づく国民健康保険税の減免または猶予を受けた方
- ⑤児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている方
- ⑥福島県社会福祉協議会による生活福祉資金の厚生資金貸付世帯の方
- ⑦前記のほか、次のいずれかに該当する方  
 ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者

### 双葉准看護学院

#### 平成23年度公立双葉准看護学院生徒募集

#### ●募集定員 30人

#### ●受験資格

中学校卒業以上の心身健全なる者

#### ●願書受付期間

平成23年1月4日(火)～1月28日(金)

#### ●出願書類

(1)入学願書（本学院指定用紙に記入し、写真貼付押印）  
 (2)調査書

最終学校（専門学校および専修学校卒業者は、中学校または高等学校短大・大学卒業者は、高

等学校）の所定の様式。  
 (3)卒業証明書または卒業見込証明書

最終学校の所定の様式。  
 ただし、前記(2)調査書の中に証明が含まれている場合は必要ありません。

#### ●入学検定料

10,000円

\*入学願書を郵送する場合は、検定料は郵便為替（無記名）で書類に同封してください。また、受験票返信用として430円分の切手を貼付し、住所を明記した封筒（12cm×23.5cm）を同封してください。

#### ●受験日時

平成23年2月1日(火)  
 午前9時20分

### 広野町公民館・広野みかんクラブ ホームページ開設のお知らせ

広野町公民館と広野みかんクラブは、ホームページを開設いたしましたのでお知らせいたします。今後、さまざまな事業や活動などを広く皆様に情報を提供いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

- 広野町公民館  
http://www.town.hirono.fukushima.jp/koumin/
- 広野みかんクラブ  
http://www.town.hirono.fukushima.jp/mikanclub/

### 双葉環境センター

#### 年末・年始（12月・1月）のし尿収集および浄化槽清掃

##### し尿収集

●広野町の申込締切は、**12月14日(火)**となります。受け付けた分については、**12月28日(火)**までに収集を行います。

##### 浄化槽清掃

●広野町の申込締切は、**12月7日(火)**となります。受け付けた分については、**12月28日(火)**までに清掃(収集)を行います。

なお、申込締切以降の、し尿収集および浄化槽清掃を受け付けた分については、**平成23年1月4日(火)**以降の収集・清掃となります。

##### 申し込み先

公場環境事業(有) 橋葉町井出字狹平120-4  
 ☎0240-25-5135  
 FAX0240-25-1235 収集区域 広野町全域

### 就学援助対象品目および対象児童生徒

区分	就学援助対象品目	対象児童生徒
学用品費	児童生徒に所持にかかわる物品で、各教科および特別活動の学習に必要なとされる学用品(実験・実習材料を含む。)	準要保護児童生徒
新入学児童生徒学用品費	新入学児童生徒が通常必要とする学用品および通学用品	準要保護児童生徒
通学用品費	児童生徒が通常必要とする通学用品	準要保護児童生徒
通学費	最も経済的な通常の経路により通学する児童(4キロ以上)、生徒(6キロ以上)が利用する交通機関に係る旅費(運賃など)	準要保護児童生徒
修学旅行費	交通費、宿泊費、見学科並びに均一に負担すべきとなる記念写真代、医薬品代および旅行傷害保険料など	要保護児童生徒 準要保護児童生徒
校外活動費	臨海・林間学校等に参加するための宿泊費など	準要保護児童生徒
学校給食費	児童生徒の学校給食費に要する費用	準要保護児童生徒

イ 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方  
 ウ 学級費、PTA会費などの学校納付金の減免が行われている方  
 エ 学校納付金の納付状態の悪い者、被服などが悪い者または学用品、通学用品などに不自由している者で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる方

#### ●手続きに必要なものは？

- ①前年の所得または収入証明書
- ②非課税証明書または減免証明書
- ③その他教育委員会が必要と認める書類

※認定に際しては、申請書を基に

世帯の状況を調査させていただきます。地区の民生委員などの意見を参考に教育委員会が決定します。

#### ●受験科目

(1)筆記試験(国語、数学)

(2)面接

(3)作文

●試験会場 本学院

\*詳細については、双葉地方広域市町村圏組合のホームページでご確認ください。

●お問い合わせ先  
 公立双葉准看護学院事務局  
 ☎0240-33-2990

### NPO法人はらまち

#### 相双地域 医療再生フォーラム

福島県、双葉町、NPO法人はらまちクラブの共催で、みんなど地域医療を考える場として相双地域医療再生フォーラムを開催します。入場無料ですので参加を希望される方はあらかじめお申込みください。

#### ●日時

12月19日(日) 午前10時から12時

#### ●場所

(受付 午前9時30分から)

ステーションプラザふたは

(双葉町、JR双葉駅となり)

※お車でお越しの際は、近くの双葉町体育館駐車場をご利用ください。

#### ●講師

福島県立医科大学

地域・家庭医療学講座

教授 葛西 龍樹氏

#### ●演題

「あなたと家庭の健康に家庭医は

どう役立つのか」

●お問い合わせ先  
 NPO法人はらまちクラブ  
 ☎0244-22-2564

### いわき検査審査会

#### 検査審査会とは？

検査審査会は、選挙権を有する一般国民から選ばれた11人の検査審査委員が、いわば国民を代表して、検察官が被疑者を刑事裁判にかけなかったこと(これを「不起訴処分」といいます。)のよしあしを審査するのを主な仕事にしているところで、刑事手続きの中に国民の一般的な良識を反映させ、より良い刑事司法を実現するために設けられているものです。審査の申立てや相談には、費用は一切かかりません。気軽に最寄りの検査審査会にご相談ください。

#### 検査審査会 DVD貸出しのご案内

検査審査会は、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検査審査委員が検察官が行った不起訴処分の可否を審査する制度です。現在、検査審査会では、この制度をドラマ形式で紹介したDVDの貸出しを行っていますので、希望される方はいわき検査審査会事務局までお問い合わせください。

●お問い合わせ先  
 いわき検査審査会  
 ☎0246-22-1321